

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

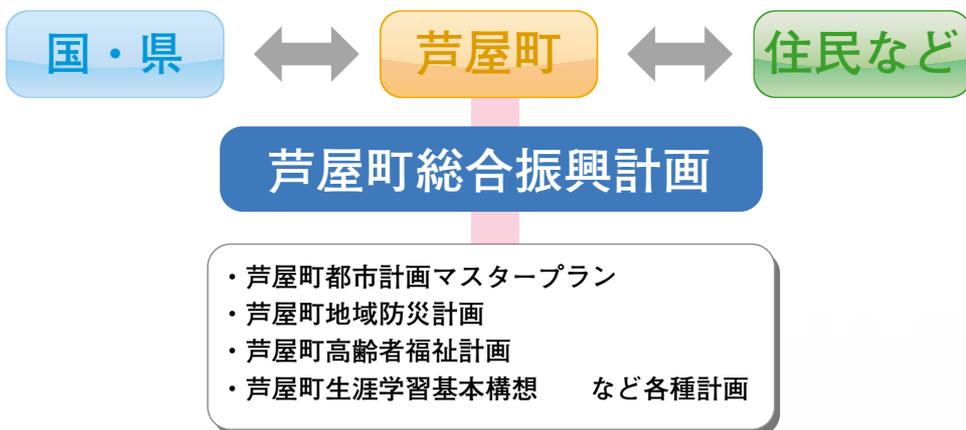
芦屋町では、平成13年度を初年度とする第4次芦屋町総合振興計画において、「歴史を守り 海と緑を活かし ひとが育つまち」を将来像に掲げ、その実現に取り組んできました。この間、歴史民俗資料館をはじめ、図書館や町民会館、中学校、子育て支援センターなどの教育・福祉施設の整備、新緑ヶ丘団地の建設やタウンバス事業の実施など都市基盤づくりを進めてきました。また、住民との協働の基礎となる「芦屋町住民参画まちづくり条例」の制定、歴史ある花火大会の再開、小学校4年生まで35人学級の実施など特色あるまちづくりに取り組んできました。

しかし、少子高齢化の進行、高度情報化の急速な進展、地球規模の環境問題、ライフスタイルの多様化など、芦屋町を取り巻く環境は大きく変動しており、厳しい財政状況や地域コミュニティ意識の希薄化など、さまざまな課題に直面しています。また、地方分権改革により国から地方への権限委譲が進むなど地方分権が進展しており、自立する町をめざした行政システムの変革や、住民参画による協働のまちづくりを推進するため、地域の実情に即した取り組みも求められています。

こういった背景を踏まえ、今後の社会情勢の変化を的確に捉えながら、新たな時代に対応するための総合的な指針として第5次芦屋町総合振興計画を策定します。

2 計画の性格と役割

この計画は、長期的な展望のもと町の将来像を明確にし、その実現に向けた基本的な考え方や方針を総合的、体系的にまとめた町の最上位計画であり、芦屋町の経営方針であるとともに、住民と行政による協働のまちづくりを進める役割を担っています。また、国や県、民間団体などの行う事業について相互調整を図るうえでの指針となるものです。



3 計画の構成と期間

この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成されます。



基本構想

「基本構想」は、芦屋町の将来像と基本目標を掲げ、これを実現するための施策の大綱を定め、まちづくりの基本的方向を明らかにするものです。

計画期間は、平成23年度(2011年度)を初年度とし、平成32年度(2020年度)までの10年間とします。

基本計画

「基本計画」は、基本構想の施策の大綱に基づいて、総合的かつ体系的に施策の方向を示すものです。

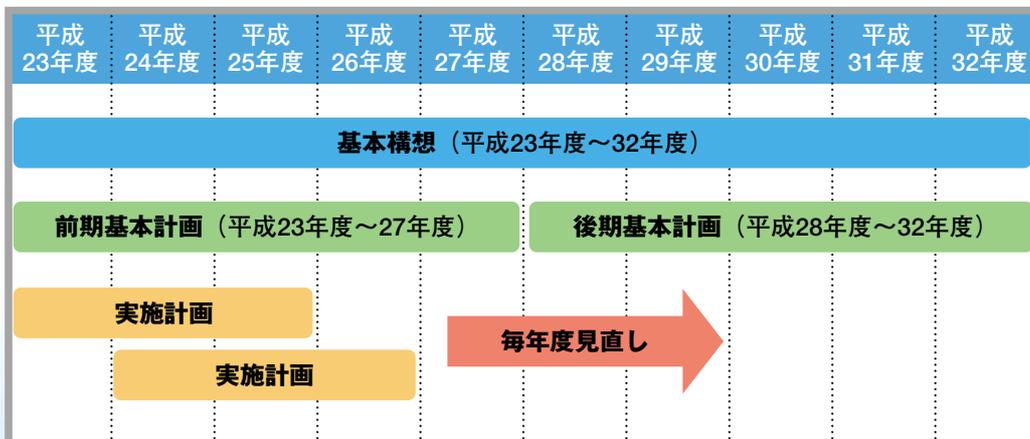
計画期間は、前期計画を平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)、後期計画を平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)の各5年間とします。

実施計画

実施計画は、基本計画で体系化した各施策について、実効性を考慮して事業量や実施時期を決定し、財源措置を講じることで予算編成の基礎となるものです。

計画期間は向こう3年間とし、毎年検討を加えるローリング方式により調整を行います。

また、効率的・効果的な行財政運営を図るため、実施計画は毎年必要性や有効性などをPDCAサイクルで評価していきます。



第1章 計画の策定にあたって
1 計画策定の目的 / 2 計画の性格と役割 / 3 計画の構成と期間